

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 青梅市 (都道府県: 東京都)

本事業の担当部局名 地域経済部シティプロモーション課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)		
個別事業名	結婚新生活スタートアップ応援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	令和4年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	16,694,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 平成26(2014)年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」にもとづき、本市では平成27(2015)年に青梅市人口ビジョンおよび第1期青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2(2020)年に第2期)をそれぞれ策定し、少子高齢化の抑制に取り組んできました。しかし、婚姻率は減少しており、未婚率も全国平均より高いのが現状で、対策を講じる必要がある。 本市が行った「若年世代の進学・就職・結婚・出産・子育てに関する意識調査」では、20~34歳の男女ともに結婚したいという希望が高い(8割以上)一方で、結婚に対する考え方で「最適な相手にまだ巡り会えていない」が最も多く、続いて「結婚資金、結婚後の生活資金が足りない」ことが選択(3割)されていた。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 令和5年度を初年度とし「第7次青梅市総合長期計画」を前年度に策定し、その中で密接に関連する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」についても改訂を行った。総合戦略において3つの基本目標を設定し、その実現に向けて各種施策を推進している。</p> <p><本個別事業の位置付け> 地域の実情と課題に応じるため、①移住希望者と市民をマッチングさせ、人口減少・少子化対策を図る市内の団体等による結婚支援事業に対して補助を行い(本市独自事業)、「最適な相手にまだ巡り会えていない」という市民の支援をしつつ、②結婚スタートアップ応援事業により「結婚に伴う経済的負担の軽減」につなげ、市民の「結婚したいという希望」の実現を後押しする。</p>		
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	39歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【対象費目】		
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用
	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用		
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有			
【その他独自要件】			
①夫婦のいずれにも市税の滞納実績がないこと。②生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助および住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。③本市に5年以上定住する意思があること。			

2. 申請見込

①新規世帯見込	54	世帯	②継続世帯見込	11	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	34	世帯		
	その他	20	世帯		

【世帯数積算根拠】

別紙のとおり

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	57 世帯
～12月(実績)	23 世帯
1月～3月(見込)	34 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	34 世帯 ×	600,000 円 =	20,400,000 円
(その他)	20 世帯 ×	300,000 円 =	6,000,000 円
		(継続補助)	2,273,000 円
		合計	28,673,000 円

下記のとおり積算
別紙のとおり

3. 広報の実施予定

チラシやポスター等を作成し、市内公共施設、東京都の施設や市内不動産業者での掲示や配布を行い、SNSを利用して適宜チラシ等を投稿して周知を図る。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		市の結婚支援事業をきっかけとする婚姻件数		件	27件
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			0.97(令和4年)	
	婚姻件数		件	372(令和4年)	
婚姻率			2.85(令和4年)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
	(アウトプット)				
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	80%	7.8%
	(アウトカム)				
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80%	57.1%	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	90%	85.7%	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	東京都の公共施設等でチラシ・ポスターの掲示を行うとともに、東京都の結婚支援ポータルサイトTOKYOふたりストーリーにて当市取り組みを掲載する。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産業者等に対して、チラシ配架やポスター掲示等について協力いただくことで、幅広く情報を提供する。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

- ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
- ②当年度の少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
- ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。